

令和5年11月 河北町農業委員会総会（第11回）

令和5年11月27日（月曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階302会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1 番	岡崎 学	委員	2 番	布川 峯夫	委員	3 番	押野 利浩	委員
4 番	関 紀子	委員	5 番	奥山 ちか子	委員	6 番	木嶋 啓治	委員
7 番	堀 和彦	委員	8 番	安部 敏明	委員	9 番	高橋 清	委員
10 番	逸見 三和子	委員	11 番	奥山 喜幸	委員	12 番	後藤 慶治	委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

宇野 勝 農業委員会事務局長兼農林振興課長
奥山 明子 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和5年11月27日（月曜日）午後1時59分開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案の審議

報第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第37号 事業計画変更申請（農地法第5条）による意見の決定について

議第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第39号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議第40号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について

議第41号 非農地証明願について

以上の議案を一括上程、开会、開議

○ 宇野事務局長

皆様こんにちは。お忙しい所お集まりいただきましてありがとうございます。本日は関委員が欠席ということです。それでは、只今から令和5年11月河北町農業委員会総会を開会いたします。始めに後藤会長よりご挨拶をお願いします。

○ 議長（会長）

皆さんご苦労様でございます。まあ、過日の私の母に対するお悔やみ等厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

先月の委員会でも申し上げましたように、来年度の研修等の皆さんからのご意見後でお伺いしたいと思っております。年末に入りましていろいろとお忙しいことと思えますけれども、何卒よろしくお願ひしたいと思います。ご苦労様です。

○ 宇野事務局長

ありがとうございます。それでは日程第1の方から会長より進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名を行います。1番 岡崎委員、2番 布川委員、お願いいたします。

それでは早速議事の方に入らせていただきます。報第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局説明をお願いします。

○ 事務局（奥山）

それでは、私のほうから説明させていただきます。座って失礼します。

お手元の資料の1ページをお開きください。報第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

はじめに、申請番号45番 所在地 谷地字山王（サンノウ）●●●●、田、ほか1筆で計725㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するそうです。

次に、申請番号46番 所在地 谷地字月山堂（ガッサンドウ）●●●●、田、ほか2筆で計3,968㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後も自作するほか、●●●●さん、●●●●さん●●●●さんに耕作してもらうとのことです。

次に、申請番号47番資料2ページに渡ります。所在地 大字岩木字岩木（イワキ）●●●●、田、ほか6筆で計6,118.78㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後も自作するほ

か、●●●●さん●●●●さんに耕作してもらうとのことです。

次に、申請番号48番 所在地 大字新吉田字荒小屋（アラゴヤ）●●●●、樹園地、ほか3筆で計5,777㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後も自作するほか、●●●●さん●●●●さんに耕作してもらうとのことです。

次に、申請番号49番 所在地 谷地字嶋（シマ）●●●●、田、1,895㎡1筆です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後も●●●●さんに耕作してもらうとのことです。

次に、申請番号50番 所在地 大字溝延字前野（マエノ）●●●●、田、ほか1筆で計561㎡です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続されたものです。取得後も●●●●さんに耕作してもらうとのことです。

次に資料3ページ申請番号51番 所在地 西里字下槇（シモマキ）●●●●、畑、80㎡1筆です。所有者●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、貸借権を子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するとのことです。

以上7件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい、何か皆さんからご質問ございますでしょうか。はい、堀委員。

○ 堀委員

最後の51番なんですけれども。所有者が●●●●さんなんですか。

○ 事務局（奥山）

●●●●さんが借りて耕作していたところを、亡くなったということで●●●●さんが相続したもので、土地ではなく、貸借権の相続になります。

○ 議長（会長）

これは、所有者の●●●●さんも了承してるわけね。お父さんには貸してたけど、返してくれ、と言っているわけではないんだよね。納得してるんだよね。

○ 事務局（奥山）

そこは、相続なので、自動的に相続なるものです。

○ 議長（会長）

これを契機に返してくれってわけではないんだよね。

○ 事務局（奥山）

所有者の方からそうした申し出は受けておりません。

○ 議長（会長）

はい、ではこのように進めていきたいと思います。

それでは、次に移ります。報第22号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明お願いいたします。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の4ページ、報第22号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。

申請番号104番、所在地 大字溝延字西浦（ニシウラ）●●●●、田、ほか5筆で計14,391㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの農地法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、この後議第39号 農用地利用集積計画（案）の決定についてご審議いただきますが、売買のためとのことです。

次に、申請番号105番、所在地 谷地字十二堂（ジュウニドウ）●●●●、田、948㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の法定相続人代表●●●●さんとの農地法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、他の方に貸すためです。

次に資料5ページ、申請番号106番及び107番、所在地 大字溝延字黒木渕（クロキブチ）●●●●、田、2,606㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、こちらも議第39号でご審議いただきますが、売買のためです。

次に申請番号108番及び109番、所在地 谷地字月山堂（ガッサンドウ）●●●●、田、ほか1筆で計4,019㎡です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、農地中間管理事業を利用予定のためとのことです。

次に資料6ページ、申請番号110番及び111番、所在地 谷地字山王（サンノウ）●●●●、田、3,138㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基盤強化促進法を通した賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、

他の方に貸すためとのことです。

以上8件よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様です。何か皆さんからご質問ご意見ございませんでしょうか。無ければこのように進めてください。次に移ります。議第36号 農地法第3条の規定による許可申請について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは資料の7ページになりますが、ここで資料の差し替えをお願いします。あらかじめ席にお配りしております1枚資料で、7ページ8ページの差し替えをお願いします。議第36号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

申請番号74番、貸借権の設定です。所在地 谷地字東（ヒガシ）●●●●、畑、ほか2筆で計2, 144㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、高齢化による経営縮小のためということです。

次に申請番号75番、貸借権の設定です。所在地 谷地字東（ヒガシ）●●●●、田、ほか2筆で計4, 973㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、高齢化による経営縮小のためということです。

次に申請番号76番、所有権の移転です。所在地 大字吉田馬場（ババ）●●●●、畑、199㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、高齢化による経営縮小のためということです。

次に申請番号77番、所有権の移転です。所在地 大字溝延字前野（マエノ）●●●●、畑、432㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、申請番号78番農地との交換です。

次に申請番号78番、所有権の移転です。所在地 大字溝延字前野（マエノ）●●●●、畑、431㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、申請番号77番農地との交換です。

次に資料8ページ、申請番号79番、所有権の移転です。所在地 大字溝延字黒木渕（クロキブチ）●●●●、畑、ほか2筆で計641㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。理由につきましては、農業廃止のためということです。

次に申請番号８０番、所有権の移転です。所在地 大字溝延字黒木渕（クロキブチ）●●●●、畑、ほか１筆で計４１０㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●●さんです。理由につきましては、相手方の要望のためです。

次に申請番号８１番、所有権の移転です。所在地 大字溝延字小堤（コツヅミ）●●●●●、田、ほか２筆で計３，７４７㎡です。渡し人は、●●●●●さん、受け人は、●●●●●さんです。理由につきましては、高齢化による経営縮小のためということです。

次に申請番号８２番、貸借権の設定です。所在地 谷地字山王（サンノウ）●●●●●、畑、１，３６５㎡１筆です。渡し人は、●●●●●さん、受け人は、●●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためです。

次に申請番号８３番、所有権の移転です。所在地 谷地字谷地（ヤチ）●●●●●、畑、７０４㎡１筆です。渡し人は、●●●●●さん、受け人は、●●●●●さんです。理由につきましては、双方の合意によるものです。

以上１０件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい、差替の分ありましたけれども、現地調査報告をお願いします。谷地の方からまとめてお願いいたします。

○ 木嶋委員

谷地７４番７５番ですけれども、現地調査行ってきました。秋うないやってて、今現在もこの●●●●●さんて方作ってると思うんですけども。３条通して契約するということで問題ないと思います。あと８２番の山王も見てきたんですけども、さくらんぼなってます。きれいに管理はなってると思うんで問題ないと思います。

あと、８３番は、今日布川委員、奥山委員と行ってきましたが、ちょっと問題あったんですけども。立ててあった看板取ってもらって、いいんではないかということ言ってきました。

○ 議長（会長）

これ●●●●●のスタンドだね。

○ 木嶋委員

はい、今現在草ぼうぼうなってるんですけども、整備してやるということでした。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でした。それでは、北谷地馬場の方、お願いします。

○ 高橋委員

一昨日、堀委員と現場確認してまいりました。●●●●さんと一緒に見させてもらいました。この場所●●●●さんの家と繋がりある場所で、他の人は求めてもトラクターとか行けない場所で、自分しか買える人いないんだということでした。きちんと管理出来るようですので問題ないと思います。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でした。それでは、溝延の方お願いします。

○ 押野委員

はい、77番、78番について確認したところ、●●●●番がさくらんぼ雨よけハウスで綺麗に管理されております。●●●●の方は、多少荒れておりまして。さくらんぼ雨よけハウス。これについて●●●●さんが現状管理されてサクランボ作ってるんですが、●●●●さんに渡すということなんですが、●●●●さんもう農業出来ない状態で息子さんもしてないので、これについてもう1回現場確認と●●●●さんの確認をお願いしたいと思います。

○ 議長（会長）

これ反対なのかもしれない。●●●●さんの方がどの筆も放棄地で。

○ 押野委員

だとこれ地番逆になるんですかね。

○ 議長（会長）

●●●●さんの方はこれまで耕作放棄地に出てきてないから。●●●●さんの方が綺麗に管理してるんだと思う。

○ 事務局（奥山）

今回交換したいというのが、等価交換なんですよ。事情を聞いたら、もともと●●●●さんが耕作してたんだけど、自分の農地だと思って●●●●さんの所を耕作してたんだから、それでは困るということで、一旦交換しておきたいと。

○ 押野委員

勘違いして。手付けない方が結構荒れてまして。耕作放棄地に上がってますので。●●●●さんが今度●●●●番を。

○ 事務局（奥山）

いえ、●●●●さんが今度耕作するのは●●●●番です。

○ 押野委員

ですね。今までも●●●●番やってるんですね。ということは、●●●●番は耕作放棄地のままと。なのでこれちょっと問題ありますね。

○ 事務局（奥山）

問題あるんですけど、交換だからどうしようかな、と。指導はしなければいけないけれども。

○ 議長（会長）

●●●●さんがとにかく勘違いして●●●●さんの農地を綺麗にしてくれてたわけだ。私らも農地パトロールして荒れてる方が●●●●さんだと思ってたわけだ。本当は●●●●さんの土地なんだけども。

○ 押野委員

どうしましょう、これ。

○ 議長（会長）

●●●●さんにはまた改めて指導することにして。

○ 押野委員

そうですかね。わかりました。あとですね、79番黒木渕（クロキブチ）の畑、●●●●さんが高齢、あと身体も悪いということで農業廃止ということで。●●●●さん現状自衛隊です。旦那さんお嬢さんも自衛隊です。あと数年で定年退職ということで、557の方はさくらんぼ雨よけハウスありますけども、枝伐採して切り株が残っている状態。草は多少生えてます。これについては将来ハウスを撤去、伐根して野菜作りをしたいと。あと●●●●と●●●●については自宅のすぐ近くなんですけども、今後野菜を作っていきたいということで。定年になったら頑張って作ると。何ら問題ありません。

あとは80番、これも黒木渕（クロキブチ）の●●●●さん雨よけハウスさくらんぼで、ハウスが残ってますけども枝伐採して切り株残ってます。●●●●さんについては、溝延のガソリンスタンド、家族経営で、さくらんぼも家族みんなで頑張ってます。将来的にもここでさくらんぼを頑張ってやっていきたいということでした。問題ありません。

あと81番小堤（コツヅミ）の田んぼについて●●●●さんが今療養中、病気入院中ということで、●●●●さんの方に売買と所有権移転します。訂正前の資料だと4筆なってます。0.51アールの方、私的には現場確認で否と。残り3つについては水田の現状です。これからも水田で耕作するということですから。これでいいですかね。訂正前の

0.51 アールの方は地目は田んぼですけども、水路と水路の間にある三角の狭い土地で、●●●●さんも確認したらあそこ認識してませんでした。隣の人もみ殻燐炭してました、ずっと。ちょっとここは私は買うわけにはいかないと、ということで3筆になってます。この3筆については問題ないと思います。

○ 議長（会長）

事務局、この●●●●の訂正というのはいつ来たんだ。

○ 事務局（奥山）

今日です。

○ 押野委員

昨日、●●●●さんと現場確認に行って。挟みで、仲介業者さんに言って、今日動いたと。

○ 議長（会長）

何か皆さんからご質問ご意見ございますか。

○ 布川委員

はい、この82番の総額500円で何ですか。

○ 木嶋委員

親戚みたいなことを言ってたな。まず作ってもらいたいということだろうな。値段的に言うとびっくりするような値段ですけども。

○ 議長（会長）

事務局何かあるか。

○ 事務局（奥山）

事務局にはただでもいいんですけども、金額入れるということでこの値段になりました。

○ 押野委員

あと、じゃああの、81番4筆から3筆になってますけど、総額このままでよろしいんですか。

○ 事務局（奥山）

総額はこのままでいいと確認しております。

○ 議長（会長）

はい、あと何か皆さんからご質問ご意見。無ければ、このように許可したいと思います。

はい。それでは、次に移ります。議第37号 事業計画変更申請（農地法第5条）による意見の決定について、関連がありますので、議第38号 農地法第5条の規定による許可申請について、と併せて事務局説明をお願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは、資料の9ページをご覧いただきたいと思います。すみません、今見ていましたら、9ページの左肩のところが、議案であるべきところ、報告となっておりますので、議案37号と訂正をお願いします。併せて議第37号 事業計画変更申請（農地法第5条）による意見の決定についてですが、関連がありますので、次の議第38号 農地法第5条の規定による許可申請についても併せて説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○ 議長（会長）

問題ないですか。それでは、38号も一緒に説明していただきます。

○ 事務局（奥山）

はい、それではまず9ページの議案37号の方ですけれども。申請番号2番、所在地 谷地荒町東（アラマチヒガシ）二丁目●●●●、畑、143㎡1筆です。渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。●●●●年●●月●●日に仕出用厨房室建設のため、5条転用の許可を受けておりましたが、健康が悪化して事業を実施することが出来ず、受け人の、●●●●さんに事業を承継するというものです。

資料の20ページが案内図になっておりますのでご覧ください。斜線部分の上、北側の場所になります。21ページが字切図です。

資料10ページをお開きください。議第38号 農地法第5条の規定による許可申請書についてです。

申請番号15番、所有権の移転です。所在地 谷地荒町東（アラマチヒガシ）二丁目●●●●、畑、154㎡と、先ほどご説明しました計画変更申請地143㎡を合わせて計297㎡です。渡し人が、●●●●さん、及び●●●●さん、受け人は、●●●●さんです。

申請事由につきましては、住環境が良く、実家に近いことから、当該地を買い受け、住宅を新築する計画です。

資料の21ページの字切図をご覧ください。先程見ていただきました事業計画変更申請の23-10と、その南側の23-9になります。周辺は宅地と道路に囲まれた所です。22ページが土地利用の計画図となっております。23・24ページが建物計画図となっております。

申請地は都市計画区域内の用途地域にあり、許可基準を満たしております。

以上事業計画変更申請（農地法第5条）による意見の決定が1件、農地法第5条の規定による許可申請が1件になります。併せてご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

はい。これ現地調査の報告をお願いします。

○ 布川委員

先ほど午前中に行ってまいりました。住宅地であり、何も異常がないことを確認してきました。

○ 議長（会長）

はい、何か皆さんからご質問、ご意見ありますでしょうか。無ければ、このまま進めていきたいと思います。

それでは議第39号 農用地利用集積計画（案）の決定について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の11ページをお開きください。議第39号 農用地利用集積計画（案）の決定について、河北町長から依頼があり、審議をお願いするものになります。

資料12ページが総括表ですが、貸借権設定が5件、所有権移転が3件です。

資料13ページ詳細をご覧ください。

所有権の移転です。申請番号334番、所在地 大字溝延字西浦（ニシウラ）●●●●、田、ほか10筆で計15,050㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。

売買価格は10a当199,335円で、総額3,000,000円です。

次に申請番号335番、所在地 大字溝延字前野（マエノ）●●●●、畑、ほか1筆で計510㎡です。渡し人は、●●●●さん、受け人は●●●●さんです。

売買価格は10a当98,039円で、総額50,000円です。

次に申請番号336番、所在地 大字溝延字黒木渕（クロキブチ）●●●●、田、2,606㎡1筆です。渡し人が●●●●さん、受け人が●●●●さんです。

売買価格は10a当11,511円で、総額30,000円です。

次に資料15ページ、貸借権の設定です。

申請番号337番から341番につきましては、地区の農用地利用改善組合長より利用集積計画を作成するよう申し出があったものです。

以上8件よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい、この集積計画の方、私全部かかわっております。13ページの●●●●さんの分、畑の前野、道路にも付いていない、他の地域の方土地の形状分らないと思いますけども。ちょうど最上川の方に行って圃段の斜めの方、1筆2筆あります。あと、そのほか道路についてない、ドジョウの寝床みたいなどころあります。多分●●●●さんもトラクター持って行ったり出来ない、最上川水が上がると一番最初に水が来て、一番最後に水が引くような場所です。●●●●さんの方にはかなり無理言って、田んぼの付録だと言って、とにかくこの5筆については引き受けてもらったものです。彼も推進委員やってるから、最低でも除草剤くらいかけとかなないといけないね、ということでした。田んぼだけの値段としたら、この金額かなり安いんですけども、誰も引き受けないような畑を引き受けてもらったので、総額このくらいで、農業委員がこんな言葉使っちゃいけないんでしょうけども、まず処分したような恰好です。

335番はうちの畑なんだけど。まあここも似たような畑で。たまたま隣接してたので、さくらんぼの切り株あって、耕作放棄地に認定してもいいようなところなんですけども、まあ5万円なら、と引き受けた次第です。

336番●●●●さんは、●●●●さん婿さんですから、直接の血縁でないですけどもお舅さんと従妹だから、ただでいいと言っていたんですけども、20～30万円準備して行ったんですけども、受け取らなくてこの中から3万円だけ取って返されたもので。一丁前の田んぼがこの値段では無いということで。従妹関係だからこの値段で進めたような格好です。

何か皆さんからご意見あれば。無ければ、このように進めたいと思います。

それでは議第40号 農用地利用集積等促進計画(案)の作成について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、こちら資料の17ページをご覧ください。

議第40号 農用地利用集積等促進計画(案)の作成について河北町長から農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づいて、農用地利用集積等促進計画(案)を作成することについて、農業委員会の意見を求める旨の依頼がありましたので、審議するものになります。

資料の18ページに詳細がございます。中間管理事業の借受者変更によるもので、●●●●さんから●●●●さんに借受者を変更するものです。

以上1件よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい、これは何か理由あるんだけど。●●●●さんもいろいろりんご作ったり頑張っている方だし。

○ 事務局（奥山）

●●●●さんから返されたためだと思いましたが。

○ 議長（会長）

●●●●さんていうのは。

○ 布川委員

これ多分●●●●さんの息子さんですね。●●●●さんて何も機械持ってないので、田の部分は貸してるんだと思います。詳しいことはよくわかりませんが。

○ 議長（会長）

●●●●さんはまず親の機械使って田んぼ作るには何も問題ないわけだ。

○ 布川委員

認定農業者の会に登録なってます。

○ 議長（会長）

はい、あと何か皆さんからご質問ご意見。無ければ、このまま進めたいと思います。
それでは議第41号 非農地証明願について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

資料の19ページをご覧ください。議第41号 非農地証明願についてです。申請番号1番、所在地 谷地字谷地（ヤチ）●●●●、畑、16㎡1筆です。申請事由につきましては、昭和46年12月7日に所岡区画整理事業の際道路用地として買収された残地が、狭小地のため利用できず、そのままとなり現在に至っているものです。

資料の25ページが案内図です。地図下の方、●●●●の脇です。26ページが字切図になります。次の27ページに、現況写真がございます。

現在雑種地として課税されており、狭小地のため、農地としては利用が出来ないとのことで、非農地証明願が出されたものです。

資料の19ページにお戻りください。次に申請番号2番、所在地 谷地字谷地（ヤチ）●●●●、畑、274㎡1筆です。申請事由につきましては、昭和50年頃より隣地の持ち主が、ガソリンスタンドとして利用していましたが、一部隣地の農地にはみ出ておりました。現在はスタンドは廃業して現在に至っておりますが、農地の部分に食

込んでいた宅地部分を分筆して、2人名義の土地を売買して整理したいと非農地証明願いが出されたものです。

資料の28ページが案内図です。29ページが字切図、30ページに、実測図がございいますが、斜線部分真ん中線の左側が農地だった場所で、こちらに食い込んで建物が建っていた部分になります。31・32ページに現況写真がございいますが、見えづらいんですが、白っぽい所がコンクリート敷になっておりまして、この構造物の所を分筆して、今回非農地証明願いが出されたものです。

以上2件よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

はい、現地調査報告をお願いします。

○ 布川委員

それでは、1番について。建物が建ってる横の道路の脇にありまして、えらい狭くて現状も道路の土を埋めたような、農地にならない状態でした。

2番は、現地に行きまして、コンクリになっていて、農地にはならない状態でした。残りの農地の奥の方は、畑として使用して欲しいと申しましたが、手前真ん中の方は農地にはならない状態でした。

○ 議長（会長）

私の方から事務局に確認したいです。先程の第3条で所有権移転83番、●●●●さんと●●●●さんの売買ありました。で、非農地証明は、●●●●さんと●●●●さんとあります。●●●●さんと、●●●●さんというのは住所同じだから夫婦なのか親子なのかわかりませんですけども。

○ 奥山（ち）委員

親子です。●●●●さんが親です。

○ 議長（会長）

今回の非農地証明は●●●●さんと●●●●さんの共有地で、8ページに行くと●●●●●●さんで何か畑ある程度残して。無断転用してた所、昔のことだから、大体ここらへん、てコンクリートしたり物置いたりしたんだろうけども。何か複雑だなあと思って先程の農地の売買なった所は、本当に農地としてするのかな、と。親子で。その辺は確認してないよね。

○ 事務局（奥山）

そこは、野菜植えるということで、ちゃんとしてくださいね、と確認していますが。

○ 木嶋委員

●●●●は雑草生えている所で、●●●●はタンク埋まっていてコンクリートなっているので、農地には出来ないだろうと思ったところです。

○ 事務局（奥山）

非農地にできるのは、20年以上前から建物建ってるとかの所でないと出来ないし、今回は農地の部分も広がったので、境界決めて分筆したようです。

○ 議長（会長）

これ●●●●さんと●●●●さんというのは。

○ 奥山（ち）委員

親戚です。近い親戚です。

だからか。何か皆さんから他にご質問ご意見。

○ 布川委員

荒れないようにだけしてもらわないとね。今荒れてるから。

○ 議長（会長）

私らはね、きれいにしておもらえれば。では、このように進めてください。ではこれで総会の方は終了いたします。

午後2時50分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年11月27日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
